

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区設立の認可申請
土地改良区設立認可
- 右 同 土地改良区の定款変更等認可
土地改良区から理事の氏名、住所の届出
農地法に基く土地の立入調査等
肥料の生産登録有効期間の更新
果管住宅家賃の改正
- ◇雑報 管轄区域の変更

告示

◇鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡東郷町大字別所河原政信外十五人の者から、東郷町別所土地改良区設立の認可の申請

があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - （一）土地改良事業計画書の写
 - （二）定款の写
- 二 縦覧の期間
昭和二十八年八月十二日から同年八月三十一日まで
- 三 縦覧の場所
東伯郡東郷町役場
- 四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知

事に申し立てること。

鳥取県告示第三百五十号

西伯郡淀江町大字淀江松井彦一外十五人の者から申請があつた淀江町淀江土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和二十八年七月十五日認可した。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第三百五十一号

東伯郡泊村大字石脇桜井壽太郎外十八人の者から申請があつた泊村石脇土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和二十八年八月四日認可した。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、上小鴨村耳土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年八月三日認可した。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

淀江町淀江土地改良区

角 愛吉

西伯郡淀江町大字淀江

松井 彦一

湯浅 友一

亀山 大吉

有田 幸雄

花岡 一夫

池口 源三

渡瀬 一郎

吹中 竜

生田 仁

吉岡 一三

武田 金治

江尾町江尾土地改良区

中川 武正

福田 岩雄

田中正明

手島 甚平

日野郡江府町大字江尾

徳岡 栄壽

鳥取県告示第三百五十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第八十二条第一項の規定により、次の土地に立ち入つて調査及び測量をし並びに調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去し若しくは移転（以下「調査等」という。）するので、同条第三項但書の規定により通知にかえて公示する。

昭和二十八年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

調査の場所、調査等の物件の種類及び所在の場所並びに調査等の期間等

鳥取	日野	日野上	生山	土地	自三八、八、三	同上
鳥取	日野	日野上	生山	竹木	至三九、三、三	同上
調査等の場所又は調査の物件の所在場所				物件の種類	調査の期間	除去（移転）完了の時期
鳥取 日野 日野上 生山				土地	自三八、八、三	同上
鳥取 日野 日野上 生山				竹木	至三九、三、三	同上

一六 五、三 菜種油粕 鳥取市秋里一五三ノ一千代水村農業協 〃七、二三 (住所) 高野郡 鳥取市秋里太田 豊三

七五 五、三 日野郡八郷村大字眞野一、〇六三ノ一 〃七、二五 〃七月二十七日 〃七月二十七日

七九 五、三 〃二部村大字三部一三三 谷口 忠雄 〃 〃 〃 〃 〃 〃

一一六 五、六 〃西伯郡逢坂村大字福沢八三三朝倉 潔 〃 〃 〃七月三十日 〃七月三十日

一二一 五、三 〃大幡村大字押口九三ノ三大幡村 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第三百五十六号 農業協同組合 組合長 後藤 大治

昭和二十七年十二月九日鳥取県告示第五百六十九号をも 〃 〃 〃 〃 〃 〃

つて公示した鳥取県管住宅(鳥取市立川町五丁目及び鳥 〃 〃 〃 〃 〃 〃

取市卯垣)の家賃を次のように改正し、昭和二十八年十 〃 〃 〃 〃 〃 〃

月一日から実施する。 〃 〃 〃 〃 〃 〃

昭和二十八年八月十一日 鳥取県知事職務代理者 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥取県副知事 鈴木 武

雑報

昭和二十八年八月十一日 鳥取食糧事務所長 西山 義雄

町村の一部合併に伴う管轄区域の変更について

当所鳥取支所及び浜村支所の管轄区域及び関係出張所の

管轄町村を昭和二十八年八月八日から次のとおり変更し

旧月額 六百八十円
新月額 八百円

た。 記

支所名	出張所名	管轄	町村名	支所名	出張所名	管轄	町村名
-----	------	----	-----	-----	------	----	-----

鳥取	面影	鳥取市の一部	米里村、津の井村	鳥取	面影	倉田村、面影村、米里村、津の井村	
----	----	--------	----------	----	----	------------------	--

〃	美穂	鳥取市の一部		浜村	美穂	神戸村、美穂村、大和村、東郷村	
---	----	--------	--	----	----	-----------------	--

〃	豊実	〃		〃	豊実	明治村、豊実村、大郷村、吉岡村	
---	----	---	--	---	----	-----------------	--

〃	大正	〃		〃	大正	大正村、千代水村、湖山村、松保村	
---	----	---	--	---	----	------------------	--

浜村	宝木	宝木村、酒津村、瑞穂村		浜村	宝木	末恒村、宝木村、酒津村、瑞穂村	
----	----	-------------	--	----	----	-----------------	--

備考 1 新管轄町村の鳥取市の一部とあるは旧町村の合併した区域
2 旧末恒村は大正出張所に編入

